

学校法人跡見学園への寄付金に対する税制優遇措置について ～個人の場合～

本学園は、文部科学省より「税額控除対象法人」および「特定公益増進法人」である旨の証明を受けています。

個人から本学への寄付は、①所得税、②個人住民税（東京都及び埼玉県にお住まいの方）の優遇措置を受けることができます。

（1）所得税の優遇措置（寄付金控除）

確定申告の際、寄付者ご自身の選択により、「税額控除」又は「所得控除」の優遇措置を受けることができます。確定申告の際には、どちらか一方の制度をご選択ください。

【税額控除】 年間所得税額の25%を限度として、その年の寄付金の合計額（所得の40%が限度）から2千円を差し引いた金額の40%が所得税額から控除されます。

$$\text{（寄付金合計額} - 2,000 \text{円）} \times 40\% = \text{税額控除額}$$

【所得控除】 年間総所得の40%を限度として、その年の寄付金の合計額から2千円を差し引いた金額がその年の課税所得金額から控除されます。

$$\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{円} = \text{所得控除額}$$

税額の計算方法は次の通りです。

$$\text{（1）課税所得金額} \times \text{（2）所得税率} - \text{（3）控除額} = \text{（4）所得税額}$$

※【税額控除】の場合は（4）所得税額から直接控除されます。

【所得控除】の場合は（1）課税所得金額から控除されます。

計算例

課税所得金額 500 万円（所得税率 20%）。寄付金額 15 万円で計算した場合の控除額の目安

【税額控除】

$$(150,000 \text{円} - 2,000 \text{円}) \times 40\% = 59,200 \text{円} \quad (\text{控除額})$$

【所得控除】

控除が無い場合 $5,000,000 \text{円} \times 20\% = 1,000,000 \text{円}$ ←この額が（4）所得税額・・・①

控除がある場合 $150,000 \text{円} - 2,000 \text{円} = 148,000 \text{円}$ ←この額が（1）課税所得金額から控除税額の計算方法に当てはめて計算すると、

$$(5,000,000 \text{円} - 148,000 \text{円}) \times 20\% = 970,400 \text{円} \quad \leftarrow \text{この額が（4）所得税額} \dots \text{②}$$

$$\text{①} - \text{②} = 29,600 \text{円} \quad (\text{控除額})$$

【各控除制度の控除額の目安】

税額控除制度

(単位：円)

寄付金額	10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	500,000	1,000,000
課税所得金額	控除額の目安						
3,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	50,625	50,625	50,625
5,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	143,125	143,125
7,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	199,200	243,500
10,000,000	3,200	11,200	19,200	39,200	79,200	199,200	399,200

所得控除制度

(単位：円)

寄付金額	10,000	30,000	50,000	100,000	200,000	500,000	1,000,000
課税所得金額	控除額の目安						
3,000,000	800	2,800	4,800	9,800	19,800	49,800	99,800
5,000,000	1,600	5,600	9,600	19,600	39,600	99,600	199,600
7,000,000	1,840	6,440	11,040	22,540	45,540	114,540	229,540
10,000,000	2,640	9,240	15,840	32,340	65,340	164,340	329,340

※課税所得金額 300 万円 (所得税率 10%)、500 万円 (20%)、700 万円 (23%)、1,000 万円 (33%) の税率で計算した場合の例になります。

※控除額の目安はあくまで参考としてお取扱ください。

(2) 個人住民税の寄付金税額控除

跡見学園が「寄付金税額控除対象法人」として条例で指定されている東京都及び埼玉県にお住まいの方は、所得税の確定申告をすることにより、さらに個人住民税の寄付金税額控除を受けることができます。詳細につきましては東京都及び埼玉県にお問い合わせください。

※その他の市区町村につきましては住所地自治体へお問い合わせください。

※都道府県・市区町村から要請があった場合は、跡見学園より寄付者名簿を提出することとなっておりますので、ご了承願います。寄付者名簿には、寄付者氏名、住所、寄付金額、寄付金受領日を記載いたします。

確定申告の際に必要な書類について

- ・ 寄付金受領証明書
 - ・ 特定公益増進法人であることの証明書 (写)
 - ・ 税額控除に係る証明書 (写)
 - ・ 寄附金税額控除法人等指定通知書 (写) ※埼玉県にお住まいの方のみ
- ※ 上記書類は、ご入金確認後、跡見学園からお送りいたします。なお、インターネットによるお申込みの場合、システム上入金の確認は翌月末となります (クレジット決済の場合は、口座引き落とし後の翌月末確認) ののでご了承ください。